



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1022	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1023	〃	(〃).....	2
1024	〃	(〃).....	2
1025	〃	(〃).....	2
1026	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	3
1027	〃	(〃).....	3
1028	〃	(〃).....	3
1029	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
1030	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	4
1031	〃	(〃).....	4
1032	〃	(〃).....	4
1033	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	5
1034	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1035	道路の供用開始	(〃).....	6
1036	平成29年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課).....	6
1037	(仮称)砂防基礎調査データ管理システム等構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(砂防課).....	7
1038	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	10
1039	〃	(〃).....	10
1040	〃	(〃).....	11
1041	〃	(〃).....	12
1042	〃	(〃).....	13

○ 公安委員会告示

37	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	14
----	--------------------------------	-------	----

○ 公告

	和歌山県立情報交流センターにおける指定管理者の募集	(情報政策課).....	16
	入札公告	(砂防課).....	20

告 示

和歌山県告示第1022号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人きたば会	有田郡広川町下津木1105-5	在宅複合型施設ひろの里居宅介護支援事業	有田郡広川町下津木1105-5	居宅介護支援	平成28.5.10

和歌山県告示第1023号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-38	すみれ訪問介護事業所	紀の川市上田井1083-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28.8.4

和歌山県告示第1024号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社在宅介護ステーション有田	有田郡湯浅町青木193-3	ケア・ステーション有田	有田郡湯浅町青木193-3	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成29.3.18
有限会社在宅介護ステーション有田	有田郡湯浅町青木193-3	平安の森デイサービスセンター	有田郡湯浅町青木938-1	通所介護・介護予防通所介護	平成29.3.18
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄1-23-1	田辺市社会福祉協議会大塔事業所	田辺市鮎川583-9	通所介護	平成29.4.30

和歌山県告示第1025号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

有限会社南建設	東牟婁郡串本町串本 663-1	ほのぼの家族	東牟婁郡串本町串本 663-1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・夜間対応型訪問介護	平成 29.3.31
---------	--------------------	--------	--------------------	---	---------------

和歌山県告示第1026号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会医療法人三車会 貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸 栖1423-3	健幸クラブみくるま 会	紀の川市貴志川町丸 栖1423-3	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 27.11.1
株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-3 8	すみれ訪問介護事業 所	紀の川市東大井77-3 8	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 28.8.5

和歌山県告示第1027号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人きたば 会	有田郡広川町下津木 1105-5	なつあけの里ささゆ り苑居宅介護支援事 業	有田郡広川町上津木 1464-4	居宅介護支援事業	平成 28.5.11

和歌山県告示第1028号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日

社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	特別養護老人ホーム第2愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野955-1	介護老人福祉施設	平成29.4.17
社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	第2愛光園短期入所生活介護事業所	伊都郡かつらぎ町佐野955-1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成29.4.17

和歌山県告示第1029号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100894	みらい発達塾ダック	和歌山市神前85-5	児童発達支援	株式会社健康まんてん	和歌山市友田町四丁目82番地 ディアスマニ201号	平成29.8.1
			放課後等デイサービス			
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第1030号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500331	就労継続支援A型事業所AGALA	有田市箕島13-2	就労継続支援A型	特定なし	一般社団法人大地	有田市千田1105番地14	平成29.8.1

和歌山県告示第1031号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610361	まごころランド	有田郡有田川町大字上中島859番地1	生活介護	特定なし	社会福祉法人千翔会	有田郡有田川町大字上中島859番地1	平成29.8.1

和歌山県告示第1032号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012410340	アンスーリールドサクラ	西牟婁郡上富田町南紀の台13番7号	就労継続支援A型	特定なし	アンスーリール株式会社	西牟婁郡上富田町南紀の台13番7号	平成29.8.1

和歌山県告示第1033号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中村丸山ノ前1420番75地先から同町大字天満字橋之本130番1地先まで	旧	7.50 } 18.85	741.00	
同上	新	9.90 } 24.35	737.66	

和歌山県告示第1035号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中村丸山ノ前1420番75地先から同町大字天満字橋之本130番1地先まで

供用開始の期日 平成29年8月8日

和歌山県告示第1036号

平成29年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験の日時 平成29年11月10日（金）午前10時から正午まで

2 試験実施場所 田辺市東陽31番1号 田辺市文化交流センター

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形（縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

(2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

平成29年10月2日（月）から同月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

平成29年10月2日（月）から同月16日（月）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

(4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期限終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月2日（木）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成29年12月1日（金）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県河川・下水道局河川課ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>）にて公開する。

また、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とし、開示の時間は、開示の期間中午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までの間とする。

7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、平成29年8月8日（火）から同年10月16日（月）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）交付する。

また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。

(2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

(3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。

(4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。

(5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

和歌山県告示第1037号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、（仮称）砂防基礎調査データ管理システム等構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

(仮称) 砂防基礎調査データ管理システム等構築業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成30年3月28日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(5) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについても（1）から（4）までの要件を満たす者であること。

(6) 過去10年間に於いて地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(7) 4に掲げる入札説明会に参加した者であること。

(8) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年8月8日(火)から同年9月1日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、当該入札説明会の終了後から平成29年8月23日(水)午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に対して書面等(ファクシミリ又は電子メールを含む。)により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 会議室5-A

(2) 日時

平成29年8月21日(月)午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年8月21日(月)から同年9月1日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3171

ファクシミリ番号 073-441-3173

電子メールアドレス e0806001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により平成29年9月4日(月)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成29年9月14日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年9月15日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1038号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

小畑川（1-301-2-024）、小畑川（1-301-3-008）、小原川（1-301-1-058）、小畑（1）（Ⅰ-3545）、小畑（Ⅰ-3657）、小畑（201）（Ⅱ-2381）、小畑（202）（Ⅱ-2382）、小畑（204）（Ⅱ-2384）、小畑（205）（Ⅱ-2385）、小畑（206）（Ⅱ-2386）、小畑（207）（Ⅱ-2387）、小畑（208）（Ⅱ-2388）、小畑（301）（Ⅲ-1262）、小畑（303）（Ⅲ-1299）、小畑（209）（Ⅱ-90149）、小畑（210）（Ⅱ-90150）、小畑（211）（Ⅱ-90151）、小畑（212）（Ⅱ-90152）、小畑（213）（Ⅱ-90153）、小畑（214）（Ⅱ-90154）、小畑（215）（Ⅱ-90155）、小畑（216）（Ⅱ-90156）、小畑（217）（Ⅱ-90157）、小畑（218）（Ⅱ-90158）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

宮川左支溪（1-301-1-054）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1039号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川右支溪(1-303-1-020)、真国川右支溪(1-303-2-004)、ナコタ谷右支川(1-303-1-004)、
栃谷(1-303-1-010)、ササミ谷(1-303-2-005)、垣内谷(1-303-2-006)、真国川左支溪(1-303-1-
009)、松ヶ峯(1)(I-575)、松ヶ峯(2)(I-576)、松ヶ峯(101)(I-90046)、松ヶ峯(20
1)(II-2701)、松ヶ峯(202)(II-2702)、松ヶ峯(203)(II-2703)、松ヶ峯(204)(II-270
6)、松ヶ峯(205)(II-2707)、松ヶ峯(102)(II-90173)、松ヶ峯(103)(II-90174)、松ヶ峯
(104)(II-90175)、松ヶ峯(105)(II-90176)、松ヶ峯(106)(II-90177)、松ヶ峯(107)
(II-90178)、松ヶ峯(108)(II-90179)、真国宮(1)(I-598)、真国宮(201)(II-2556)、
真国宮(202)(II-2557)、蓑津呂(2)(I-3565)、蓑津呂(1)(I-3573)、蓑津呂(201)(II-
2558)、蓑津呂(301)(III-1412)、初生谷(1)(I-601)、初生谷(201)(II-2538)、初生谷
(202)(II-2567)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

貴志川右支溪(1-303-2-029)、栃谷(1-303-1-005)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1040号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西葛谷(2-323-1-001)、岩谷川(2-323-2-001)、上川西谷(2-323-3-001)、賢谷川(2-323-3-00

2)、重谷西二谷(2-323-3-004)、半浴川(2-324-1-055)、平谷川1(2-324-1-056)、瀬の谷川(2-324-1-057)、奥出谷川(2-324-1-058)、阿弥陀南谷(2-324-1-059)、阿弥陀西谷(2-324-1-060)、西浦川(2-324-1-053)、里子谷川(2-324-2-036)、藤谷川(2-324-2-037-1)、藤谷川(2-324-2-037-2)、藤谷川(2-324-2-037-3)、切畑(I-133)、葛谷(2)(I-134)、葛谷(3)(I-135)、葛谷(4)(III-604)、葛谷(5)(III-605)、葛谷(6)(III-606)、切畑(4)(III-609)、切畑(3)(II-1620)、切畑(2)(II-1621)、中畑(7)(II-1725)、中畑(5)(II-1727)、中畑(4)(II-1728)、中畑(3)(II-1729)、中畑(2)(II-1730)、中畑(1)(II-1731)、中畑(6)(II-1732)、切畑(6)(II-20050)、切畑(7)(II-20051)、切畑(8)(II-20052)、切畑(9)(II-20053)、切畑(10)(II-20054)、切畑(11)(II-20055)、切畑(12)(II-20056)、切畑(13)(II-20057)、切畑(14)(II-20058)、中畑(11)(II-20059)、中畑(12)(II-20060)、中畑(13)(II-20061)、中畑(14)(II-20062)、中畑(15)(II-20063)、中畑(16)(II-20064)、中畑(17)(II-20065)、中畑(18)(II-20066)、切畑(5)(II-20084)、調月(3)(I-225)、調月後島(I-226)、調月(I-227)、調月(2)(I-3325)、調月(14)(I-20039)、藤谷(3)(II-1681)、藤谷(4)(II-1682)、銚子口(4)(II-1683)、藤谷(2)(II-1684)、銚子口(3)(II-1693)、銚子口(2)(II-1694)、銚子口(1)(II-1695)、脇谷(3)(II-1698)、調月(8)(II-20085)、調月(9)(II-20086)、調月(10)(II-20087)、調月(11)(II-20088)、調月(12)(II-20089)、調月(13)(II-20090)、調月(15)(II-20091)、調月(16)(II-20092)、調月(17)(II-20093)、調月(18)(II-20094)、調月(19)(II-20095)、調月(20)(II-20096)、調月(5)(III-615)、調月(6)(III-616)、中ノ宮(2)(III-629)、中ノ宮(3)(III-636)、中ノ宮(4)(III-637)、中ノ宮(5)(III-640)、銚子口(6)(III-666)、調月(7)(III-698)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

重谷西一谷(2-323-3-003)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1041号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

稲成(Ⅰ-1359)、元町稲成町(Ⅰ-4261)、稲成町139(Ⅰ-60470)、稲成町140(Ⅰ-60471)、稲成町141(Ⅱ-60472)、稲成町142(Ⅱ-60473)、稲成町143(Ⅰ-60474)、稲成町144(Ⅱ-60475)、稲成町145(Ⅱ-60476)、稲成町146(Ⅱ-60477)、稲成町147(Ⅱ-60478)、稲成町148(Ⅰ-60479)、稲成町149(Ⅰ-60480)、稲成町150(Ⅱ-60481)、稲成町151(Ⅰ-60482)、稲成町152(Ⅱ-60483)、稲成町153(Ⅰ-60484)、稲成町154(Ⅰ-60485)、稲成町155(Ⅱ-60486)、稲成町156(Ⅱ-60487)、稲成町157(Ⅰ-60488)、稲成町158(Ⅰ-60489)、稲成町159(Ⅱ-60490)、稲成町160(Ⅰ-60491)、稲成町161(Ⅰ-60492)、稲成町162(Ⅱ-60493)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1042号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

池野山川右支溪(7-424-1-044-1)、池野山川右支溪(7-424-1-044-2)、池野山川右支溪(7-424-1-045)、池野山川右支溪(7-424-1-046)、池野山川(7-424-1-047-1)、池野山川(7-424-1-047-2)、柳谷川(7-424-1-006-1)、柳谷川(7-424-1-006-2)、鶴川谷(7-424-1-007)、鶴川右支溪(7-424-2-001)、小実谷(7-424-2-002)、鶴川左支溪(7-424-2-003)、相瀬裕谷(7-424-1-022)、古座川左支溪(7-424-1-902)、古座川小左支(7-424-2-048)、小川右支溪(7-424-1-033)、京木谷(7-424-2-056)、小川左支溪(7-424-2-064)、池野山・池野山下/和田・丸山地(Ⅰ-1835)、丸山地(Ⅰ-1836)、池野山(2)(Ⅰ-1837)、楠(205)(Ⅱ-7445)、楠(204)(Ⅱ-7446)、池野山(201)(Ⅱ-7467)、丸山地(Ⅱ-7496)、池野山(203)(Ⅱ-7497)、池野山(204)(Ⅱ-7498)、池野山(205)(Ⅱ-7499)、池野山(206)(Ⅱ-7500)、楠(206)(Ⅱ-7509)、池野山(303)(Ⅲ-4336)、池野山(304)(Ⅲ-4337)、池野山(305)(Ⅲ-4338)、池野山(306)(Ⅲ-4339)、池野山(307)(Ⅲ-4340)、池野山(314)(Ⅲ-4347)、池野山(315)(Ⅲ-4348)、池野山(101)(Ⅱ-70194)、池野山(102)(Ⅰ-70195)、池野山(103)(Ⅰ-70196)、楠(201)(Ⅱ-7421)、楠(202)(Ⅱ-7430)、楠(203)(Ⅱ-7431)、楠(303)(Ⅲ-4333)、楠(101)(Ⅱ-70197)、楠(102)(Ⅱ-70198)、楠(103)(Ⅰ-70199)、鶴川洞地(Ⅰ-1797)、鶴川(202)(Ⅱ-7480)、鶴川

(203) (Ⅱ-7481)、鶴川(204) (Ⅱ-7482)、鶴川(205) (Ⅱ-7520)、鶴川(206) (Ⅱ-7543)、鶴川(207) (Ⅱ-7544)、鶴川(208) (Ⅱ-7545)、鶴川(209) (Ⅱ-7555)、鶴川(301) (Ⅲ-4311)、鶴川(302) (Ⅲ-4312)、相瀬・相瀬(Ⅰ-1793)、相瀬(101) (Ⅰ-70192)、相瀬(201)・相瀬(Ⅱ-7463)、相瀬(202) (Ⅱ-7464)、相瀬(203) (Ⅱ-7519)、相瀬(102) (Ⅱ-70193)、峯(201) (Ⅱ-7473)、中崎(2) (Ⅰ-1816)、中崎(Ⅰ-1817)、中崎(3) (Ⅰ-2382)、中崎(201)・中崎(Ⅱ-7442)、中崎(202) (Ⅱ-7443)、中崎(203) (Ⅱ-7444)、中崎(205) (Ⅱ-7523)、中崎(206) (Ⅱ-7548)、中崎(301) (Ⅲ-4322)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

氷山谷川(7-424-1-043)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第37号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成29年8月8日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

平成29年12月1日(金)午前10時から午後5時まで

3 審査場所

和歌山県岩出市高塚513番地
有限会社岩出カースクール

4 定員

合計10名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
- (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
- (3) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
- (4) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
- (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
- (6) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
- (9) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
- (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申出期間

平成29年10月18日（水）及び同月19日（木）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間

9 審査を希望する者の手続

- (1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

- (2) 事前申出時の注意事項

ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。

ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。

エ 事前申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問合せ先に確認しておくこと。

カ 事前申出の手続を経た審査希望者を審査予定者とする。

10 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成29年10月24日(火)及び同月25日(水)の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)

なお、当該提出期間内に(2)の書類等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

(2) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円(和歌山県証紙により納付すること。)

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。) 1通

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1通

(エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。

(3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

11 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

12 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3058)

公 告

公 告

県が設置する和歌山県立情報交流センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 施設が所在する建物等の概要

ア 名称

和歌山県立情報交流センターBig・U（以下「Big・U」という。）

イ 所在地

和歌山県田辺市新庄町3353-9

ウ 規模、構造等

(ア) 敷地面積 46,640㎡

(イ) 延床面積 9,679.59㎡

(ウ) 構造 鉄骨造 地上2階建

エ 入居機関

Big・Uは、次の入居機関による複合施設である。

(ア) 和歌山県立情報交流センター

(イ) 和歌山県教育センター学びの丘（以下「教育センター」という。）

(ウ) 和歌山県立紀南図書館（以下「図書館」という。）

(2) 施設の概要

ア 名称

和歌山県立情報交流センター

イ 規模

Big・Uのうち、次に掲げる部分を除外した部分とする。

(ア) 教育センターが独占的に使用する部分

(イ) 図書館が独占的に使用する部分

ウ 施設に入居している団体等

(ア) 国立大学法人和歌山大学南紀熊野サテライト

(イ) 放送大学和歌山学習センター田辺教室

(ウ) 特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所

(エ) 株式会社テレビ和歌山田辺支局

(オ) SOHOブースに入居するSOHO事業者

(カ) その他県が必要と認める団体等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県立情報交流センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成するこ

とができること。

- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1) については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的

な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成29年8月8日（火）から同月22日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館4階

(2) 現地説明会

ア 日時 平成29年8月23日（水）午後1時30分

イ 場所 田辺市新庄町3353-9

和歌山県立情報交流センター

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

エ 注意事項 募集要項配布時に配布した資料一式を持参すること。

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成29年8月24日（木）から同年9月7日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 平成29年9月13日（水）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問に対する回答は、現地説明会に出席した全ての団体に対して行う。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成29年9月14日（木）から同月29日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成29年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成30年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2407

ファクシミリ番号 073-428-1136

入札公告

（仮称）砂防基礎調査データ管理システム等構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度

(2) 業務の名称

（仮称）砂防基礎調査データ管理システム等構築業務

(3) 業務の内容

（仮称）砂防基礎調査データ管理システム等構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結日から平成30年3月28日まで

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

33,318,000円

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第1038号に規定する（仮称）砂防基礎調査データ管理システム等構築業務に係る一般競争入札参加資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

(2) 期間

平成29年8月8日（火）から同年9月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、当該入札説明会の終了後から平成29年8月23日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・

下水道局砂防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 会議室5-A

(2) 日時

平成29年8月21日（月）午後2時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 会議室5-A

イ 入札日時

平成29年9月19日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、一般競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成29年9月19日（火）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止措置の期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3171

ファクシミリ番号 073-441-3173

電子メールアドレス e0806001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

System development / tentative name, Sabo(erosion and sediment control) basic investigation data management system

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 19 September 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 19 September 2017)

(3) Contact point for the notice :

Erosion and Sediment Control Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3171

FAX 073-441-3173

e-mail e0806001@pref.wakayama.lg.jp